

港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（新規）

本案は、「児童福祉法」の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。

【条例制定の背景】

子どもの権利擁護等をより一層推進するとともに、一時保護の質を担保するため、児童福祉法が改正され、児童相談所を設置する自治体における一時保護施設の設備及び運営については、条例により基準を定めることとされました。これを踏まえ、区の一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定します。

【条例の主な内容】

- ①児童の権利擁護に関する事項について定めます。
- ②設備の基準について定めます。
- ③職員配置基準に関する事項について定めます。
- ④施設に配置する管理者及び指導教育担当職員に関する事項について定めます。
- ⑤衛生管理に関する事項について定めます。
- ⑥児童の教育に関する事項について定めます。

【施行期日】

公布の日